

# 300㎡を超える社会福祉施設等の建築物

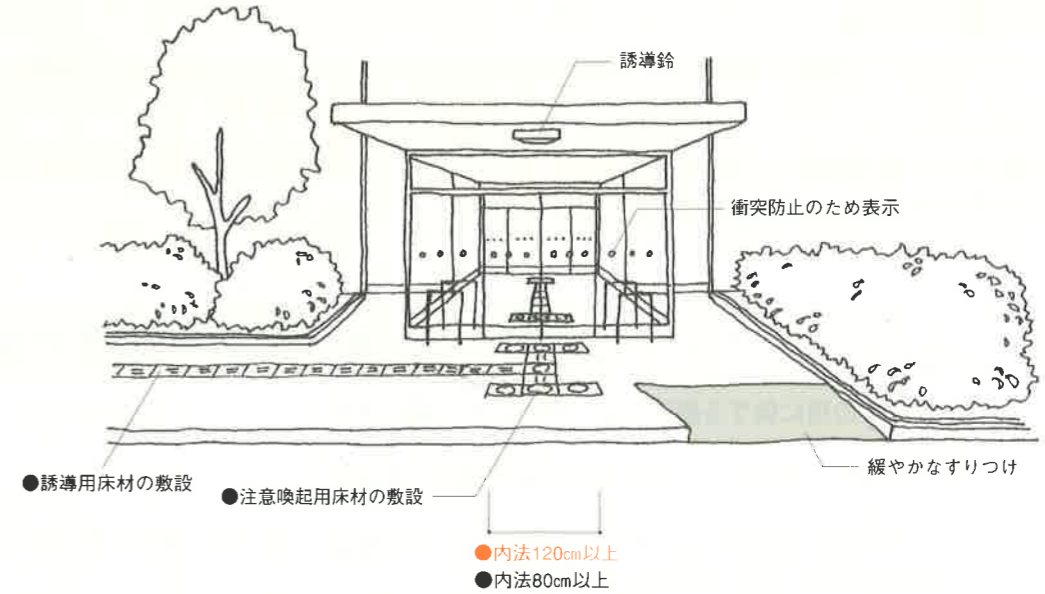
## 1. 出入口 【一般建築物 P.26～31参照】

### ●基本的考え方●

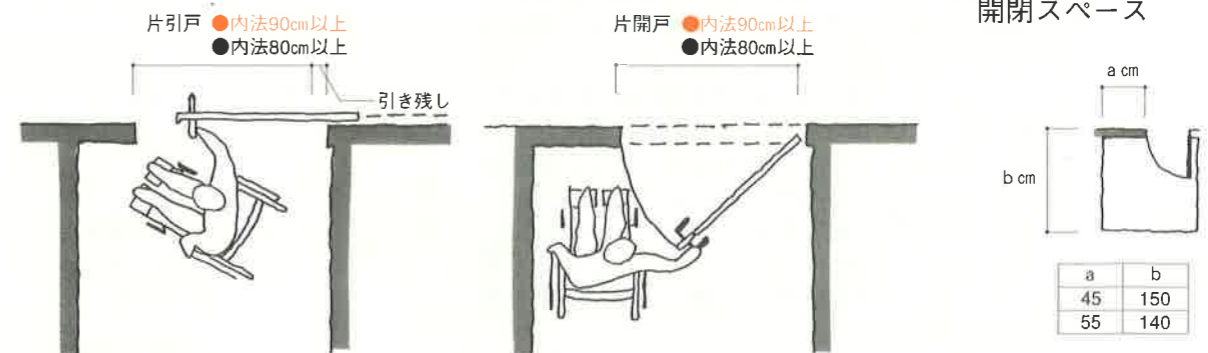
玄関等の建物出入口、駐車場への出入口及び各室の出入口のうち1以上は、車いすが支障なく通過する必要があります。そのため、出入口幅の確保、戸の開閉のしやすさ、段差の解消等の整備が必要になります。

項目	● 整備基準	整備基準の解説
(1) 幅員	利用者の用に供する直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口並びに各室（直接地上へ通ずる出入口のある階及び4の項に規定するエレベーターが停止する階に設けられるものに限る。2の項において同じ。）の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。	<p>→ 「利用者」とは、高齢者、障害者、ベビーカーを引いた者等当該施設を利用しようとする不特定かつ多数の者をいう。</p> <p>→ 「直接地上へ通ずる出入口」とは、玄関等の建物出入口をいう。</p> <p>→ 「駐車場へ通ずる出入口」とは、例えば社会福祉センターなどで地下や屋上に駐車場がある場合に社会福祉センター部分から当該駐車場部分へ通じる出入口をいい、建物出入口に該当しないものをいう。</p>
(2) 戸の構造	(1) 直接地上に通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口の幅は、内法を120センチメートル以上とし、各室の出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。 (2) 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。	<p>→ 「内法120cm」は車いすが通過しやすい寸法である。又、人が横向きになれば車いすとすれ違える寸法である。</p> <p>→ 「車いすを使用している者が円滑に開閉して通過できる構造」とは、重い引き戸及び開き戸、開閉のための十分なスペースがない開き戸並びに回転扉は使用しないことを求めているものである。一般に自動ドア、引き戸、開き戸の順に開閉が容易である。やむをえず開き戸にする場合は、戸の開き勝手方向に、車いす使用者に支障がないよう十分なスペースを確保し、閉鎖作動時間を十分に確保したドアチェックやフロアヒンジなどの機械装置を設け、軽く、ゆるやかに開閉するよう配慮する。</p>
(3) 床面	(3) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。	<p>→ 「車いす使用者が通過する際に支障となる段」とは、高低差が1cm程度で丸味を持たせた段以外のものをいう。</p>

・外部出入口（玄関）の整備例



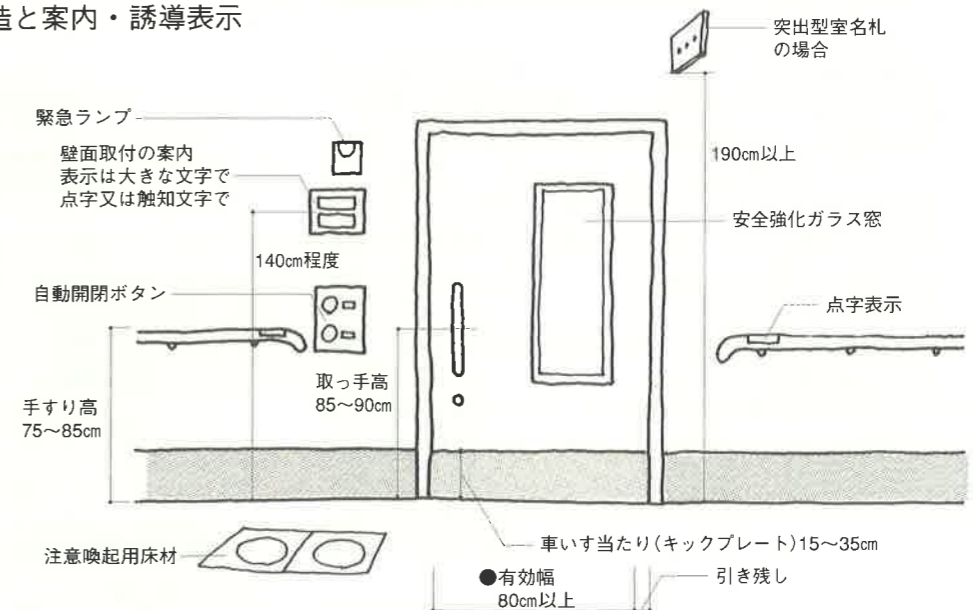
・出入口の幅員



・車いす使用者のための開閉スペース

●直接地上へ通ずる1以上の出入口幅は120cm以上

・戸の構造と案内・誘導表示



● 社会福祉等の整備基準 ● 一般建築物の整備基準 無印 計画・設計上の配慮事項



# 300㎡を超える社会福祉施設等の建築物

## 2. 廊下等 【一般建築物 P.32～37参照】

### ●基本的考え方●

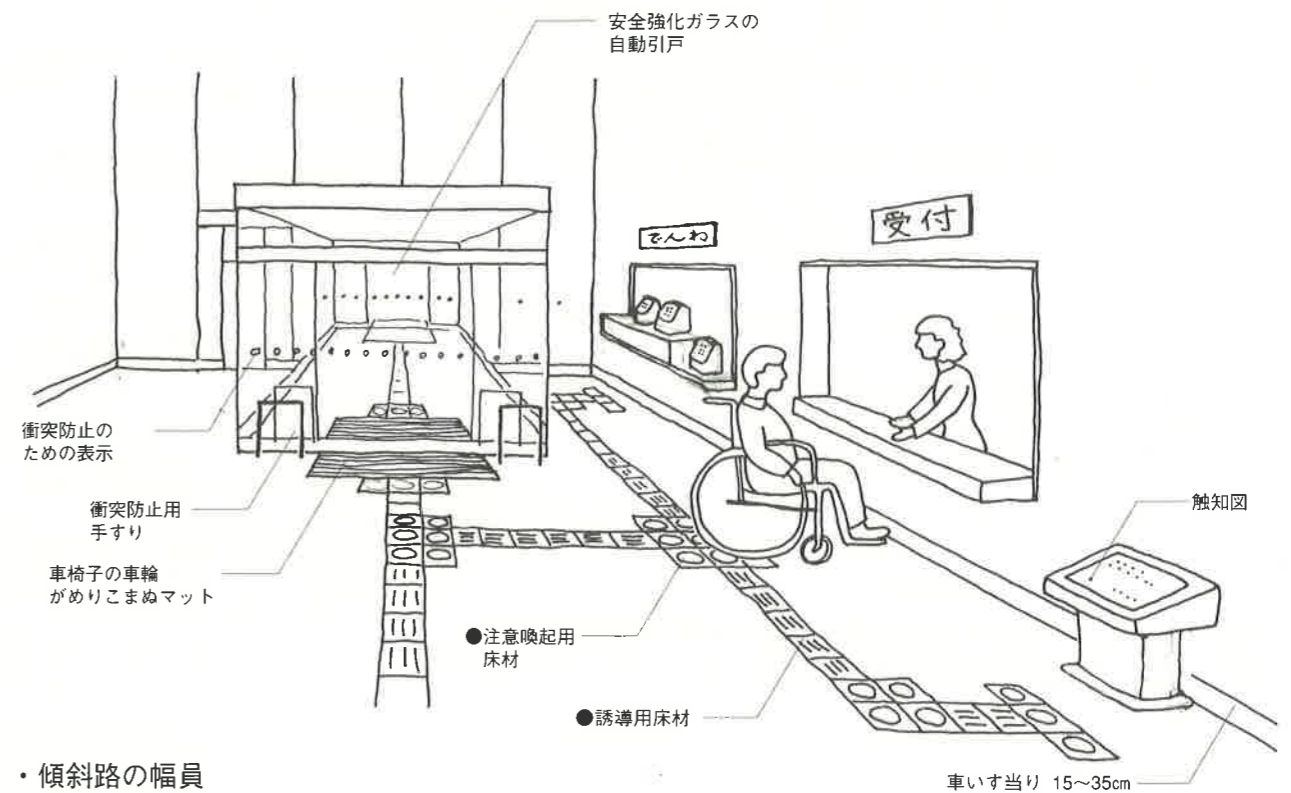
廊下は、その施設の利用者が容易に目的の場所まで到達できること及び緊急時の避難にも配慮する必要があります。

車いすの利用者や視覚障害者の利用にも支障のないよう、幅員の確保、スロープ等による段差の解消、誘導用床材の敷設等の整備が必要になります。

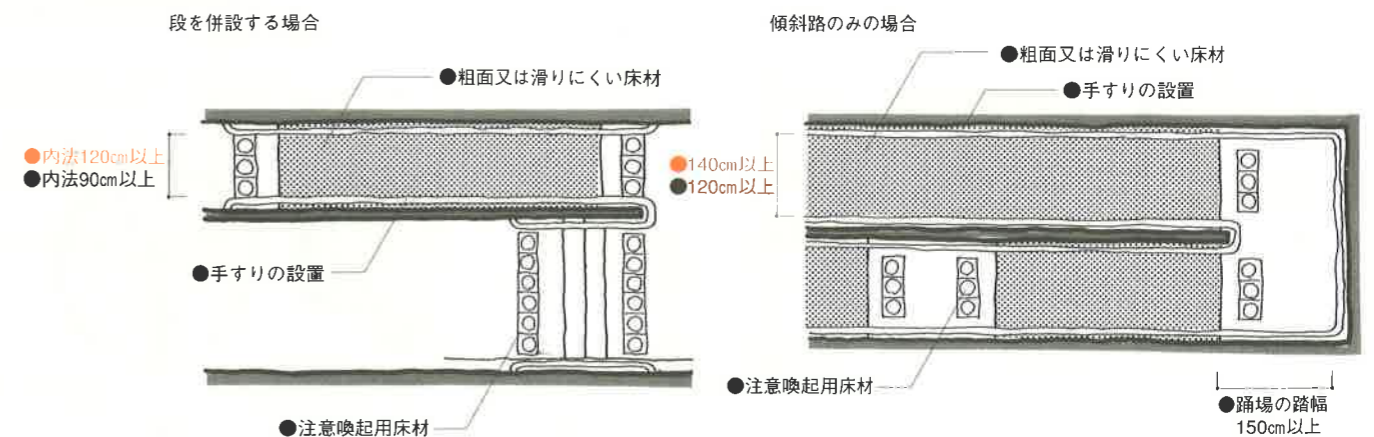
項目	● 整備基準	整備基準の解説
(1) 表面仕上げ	利用者の用に供する廊下等は、次に定める構造とすること。 (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	
(2) 段の構造	(2) 段を設ける場合においては、当該段は、3の項に定める構造に準じたものとする。	→ 「[3] 階段」の項を参照
(3) 車いす対応	(3) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口又は駐車場へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から利用者の用に供する室の1の項に定める構造の各出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。この場合において、4の項(2)に定める構造のエレベーターが設置される場合は、当該1以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとする。 ア 幅は、内法を140センチメートル以上とすること。 イ 高低差がある場合においては、(5)に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす利用者用特殊構造昇降機を設けること。 ウ 1の項に定める構造の出入口並びに4の項(2)に定める構造のエレベーター及び車いす利用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。	→ 「内法140cm」は車いすが転回(180°)方向転換できる寸法である。
・幅員の確保 ・傾斜路の設置		
・水平性の確保		
(4) 視覚障害者対応	(4) 直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出入口から受付等までの廊下等には、誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。	→ 「受付等」には点字の平面図による案内板等も含む。 → 「音声により視覚障害者を誘導する装置」とは、誘導鈴又は音声誘導装置をいう。 → 「常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合」とは、老人福祉施設等で受付が入口の正面にある場合等が考えられる。 → 段が併設される場合は、歩行者が併設された段を通行することを想定し、車いす使用者が通行しても人とすれ違える寸法「120cm」とする。 → 「1/12」とは、国際シンボルマークの掲示のための基準であり、水平距離12mに対し、垂直方向へ1m上がることを意味している。 → スロープが長くなる場合(勾配1/12で9m)、車いす使用者が途中で
(5) 傾斜路等の構造	(5) 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。 ア 幅は内法を140センチメートル(段を併設する場合にあっては120センチメートル)以上とすること。 イ 勾配は、12分の1(傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合にあっては、8分の1)を超えないこと。 ウ 高さが75センチメートルを超える傾斜地にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅	

項目	● 整備基準	整備基準の解説
	150センチメートル以上の踊場を設けること。 エ 傾斜路には、手すりを設けること。 オ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。こと。 カ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等により、これらと識別しやすいものとする。こと。 キ 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。	休憩及び減速ができるように平坦な部分を設ける。 → 「手すり」は片側まひの人の利用も考えられ、両側に設置する。 → 「識別しやすい傾斜路」とは弱視者などの視覚障害者にとって、傾斜路の路面が識別しやすい色彩、明度等であることをいう。

・玄関ホールの整備例



・傾斜路の幅員



● 社会福祉等の整備基準 ● 一般建築物の整備基準 無印 計画・設計上の配慮事項



# 300㎡を超える社会福祉施設等の建築物

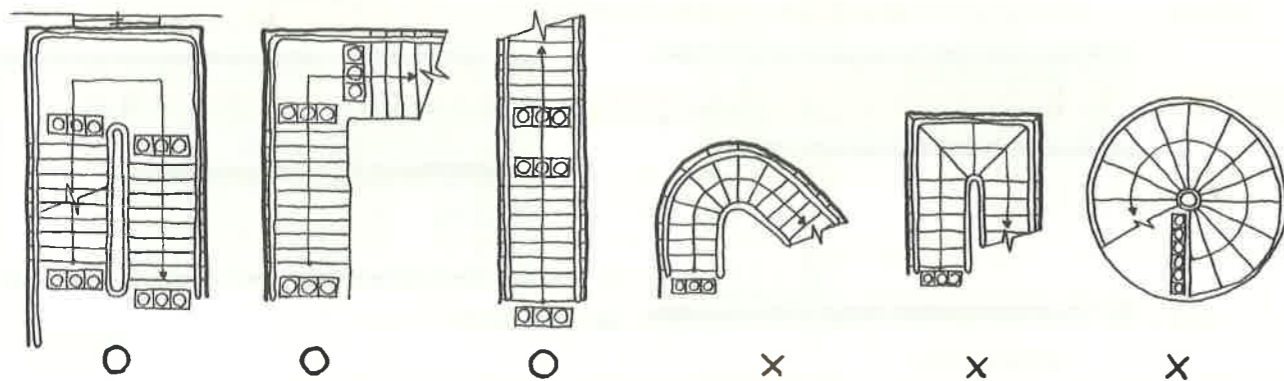
## 3. 階段 【一般建築物 P.38～41 参照】

### ●基本的考え方●

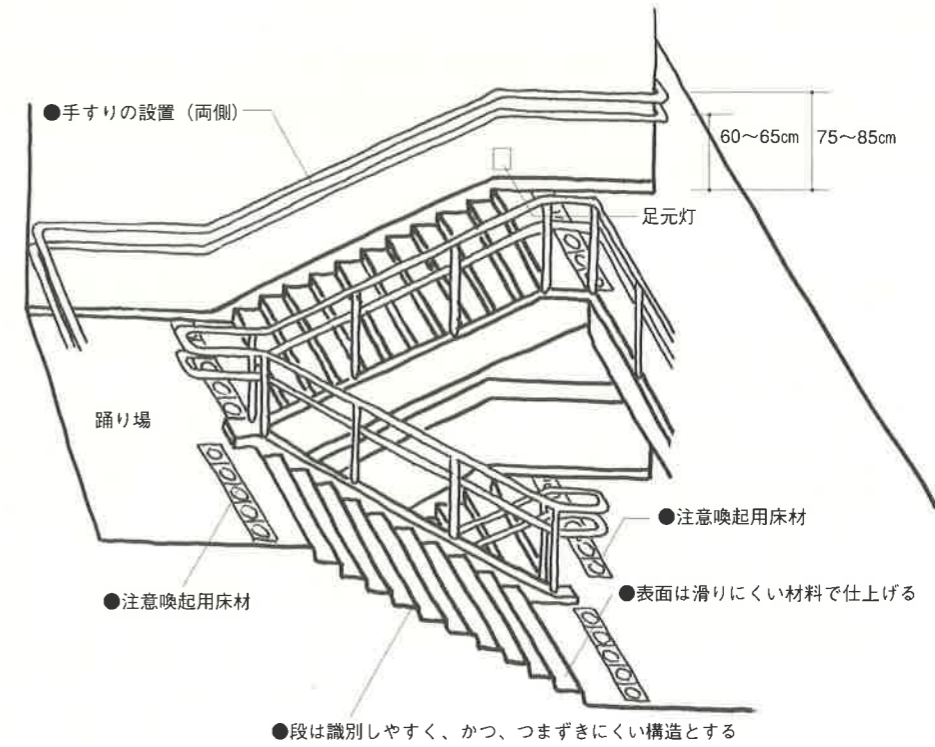
階段は、高齢者や障害者の通行にとって大きな負担となるとともに、転落などの事故につながる危険性も高く通行の安全性に留意しなければなりません。高齢者や視覚障害者等にも配慮し、安全で昇りやすい階段の整備が必要です。階段は避難面においても大変重要であり、エレベーターの有無にかかわらず整備の必要性が高いものです。

項目	● 整備基準	整備基準の解説
(1) 手すりの設置	利用者の用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段は、次に定める構造とすること。 (1) 手すりを両側に設けること。	→ 通常使用しない非常階段等は含まない。
(2) 形状	(2) 主たる階段には、回り段を設けないこと。	→ 「手すり」は、片側まひの方の利用も考えられ、両側に設置することとする。 → 「主たる階段」とは、利用者の用に供する階段のうち、主に利用されるものをいう。 → 「回り段」とは、一つの踏面で内側と外側の寸法が異なるものをいう。回り段は高齢者、障害者等が足を踏みはずしやすく、視覚障害者が方向を見失う場合があるため、制限するものである。
(3) 表面仕上げ	(3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	→ 「識別しやすい段」とは、弱視者などの視覚障害者にとって段鼻、踏面、けあげ等が識別しやすい色彩、明度等であることをいう。
(4) けあげ、踏面の仕様	(4) 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。	→ 「つまずきやすい構造」とは、け込み板がないもの、段鼻が突出し、足などが引っかかりやすいものをいう。
(5) 視覚障害者対応	(5) 階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。	

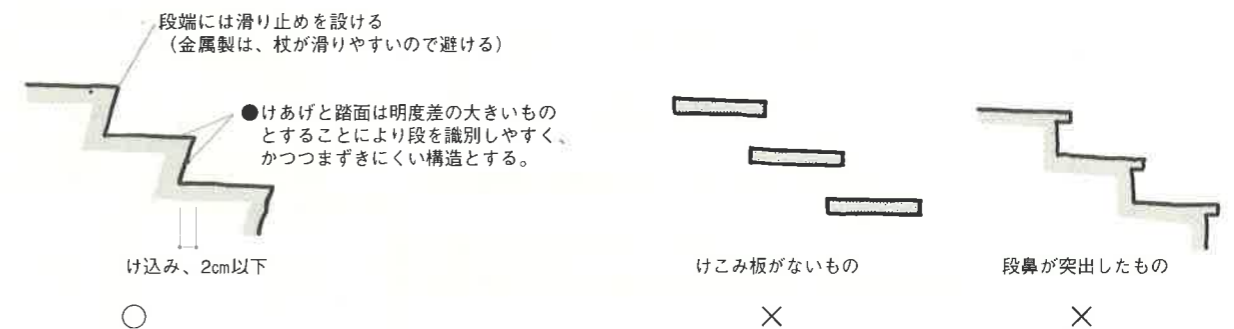
### ・階段の形式例



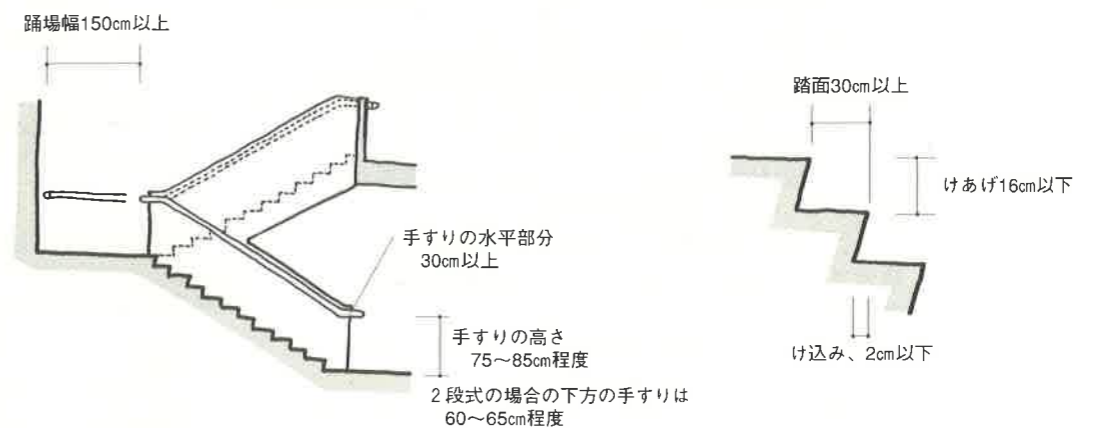
### ・階段の整備例



### ・けあげ、踏面の形状



### ・階段の寸法



● 社会福祉等の整備基準 ● 一般建築物の整備基準 無印 計画・設計上の配慮事項



# 300㎡を超える社会福祉施設等の建築物

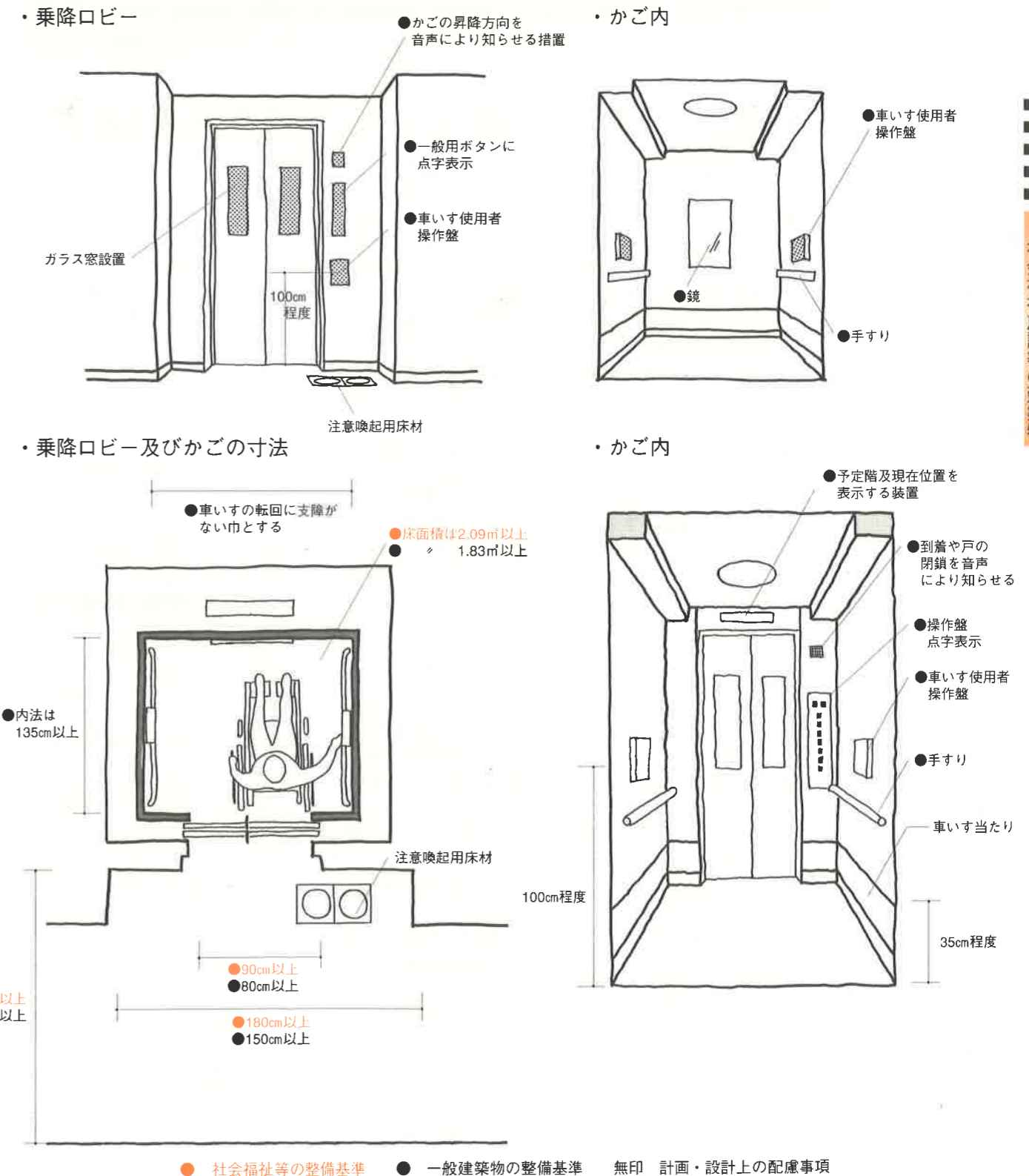
## 4. 昇降機 【一般建築物 P.42～45参照】

### ●基本的考え方●

エレベーターは高齢者、障害者等で階段の利用が困難な人にとって、最も有効な垂直方向の移動手段です。また、車いす使用者や視覚障害者が自力で操作して目的の階に到達できるよう、標示や案内などにもこまやかな配慮が必要です。

項目	● 整備基準	整備基準の解説
(1) エレベーターの設置	(1) 利用者の用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する建築物で床面積の合計が2,000平方メートル以上のものには、かごが当該階（専ら駐車場の用に供される階にあっては、車いす使用者用駐車場施設が設けられている階に限る。）に停止するエレベーターを設けること。ただし、当該階において提供されるサービス又は販売される物品を高齢者、障害者等が享受し、又は購入することができる措置を講ずる場合においては、この限りでない。	<p>→エレベーターの設置は多額の費用を伴うため、設計の自由度が大きく、多数の者が利用する公共的側面が強い大規模な建築物に限り、車いす使用者や視覚障害者に対応したエレベーターの設置を義務づけるものである。</p> <p>→「当該階において提供されるサービス又は販売される物品を高齢者、障害者等が享受又は購入することができる措置を講ずる場合」とは、①2階以上で行っている業務内容と同等の業務を、適宜1階で行える体制を整えている場合、②車いす用階段昇降機、エスカレーター等により車いす使用者等を2階以上に上げることができる場合などが考えられる。</p>
(2) かごの構造	(2) (1)に規定するエレベーターは、次に定める構造とすること。 ア かごの床面積は、2.09平方メートル以上とすること。 イ かごの奥行きは、内法を135センチメートル以上とすること。 ウ かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとする。 エ かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。 オ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。 カ かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を90センチメートル以上とすること。 キ かご内には、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。 ク かご内には手すりを設けること。 ケ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。	<p>→「2.09㎡」は13人乗りの場合の最低床面積である。</p> <p>→「135cm」はJISの11人乗り及び13人乗りのかごの奥行き寸法であり、電動車いすも収まる寸法である。</p>
(3) 操作盤	コ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（ケに規定する制御装置を除く。）は、視覚障害者が円滑に制御できる構造とすること。	<p>→「90cm」は車いすが通過しやすい寸法である。</p> <p>→「鏡」は、後ろ向きのまま出入口や人、物及びドアの開閉状態を確認することができるようにするためである。</p>
(4) 乗降ロビーの構造	サ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法を180センチメートル以上とすること。 シ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、か	<p>→車いす使用者用の制御装置について視覚障害者対応を求めているのは、視覚障害者である車いす使用者には介助者がつくことが想定されるためである。</p> <p>→「180cm角」は車いす使用者が余裕をもって回転することができる寸法である。車いす同士が行き違いやす</p>

項目	● 整備基準	整備基準の解説
	ご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。	い寸法である。





# 300㎡を超える社会福祉施設等の建築物

## 5. トイレ 【一般建築物 P.46～51参照】

### ●基本的考え方●

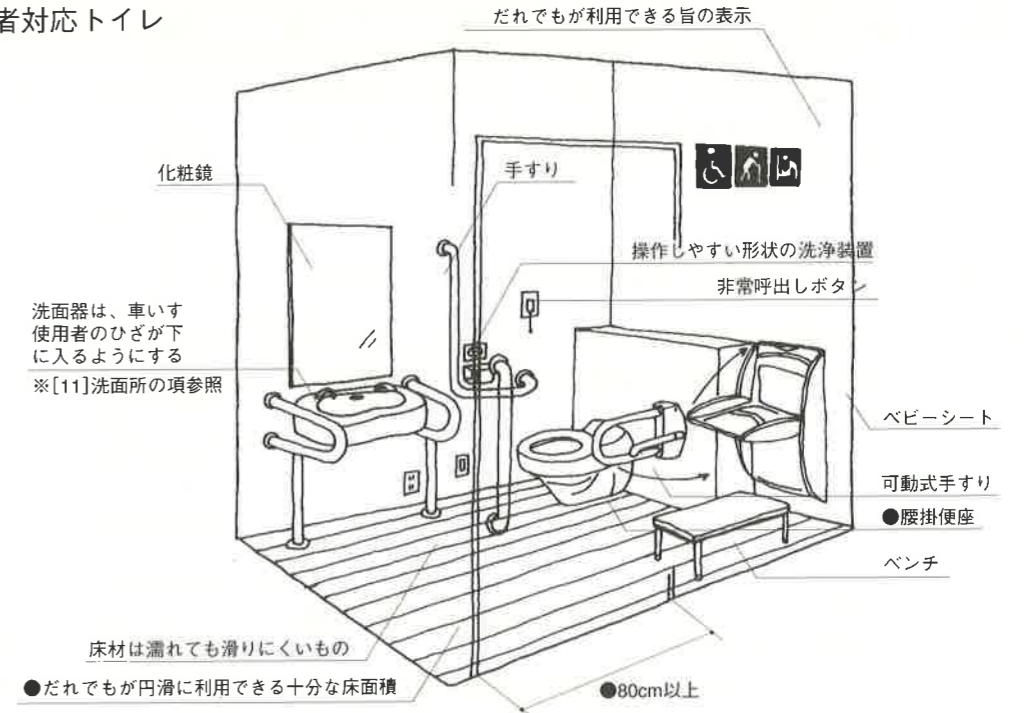
高齢者、障害者等が積極的に外出することができるためには、車いす使用者をはじめ高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等誰もが利用しやすいトイレを整備する必要があります。

やむをえず、車いす使用者をはじめとするだれでもが利用できる便房を設置できない場合でも、一般用トイレに腰掛便座や手すりを設けるなど、高齢者、障害者等の利用に配慮する必要があります。

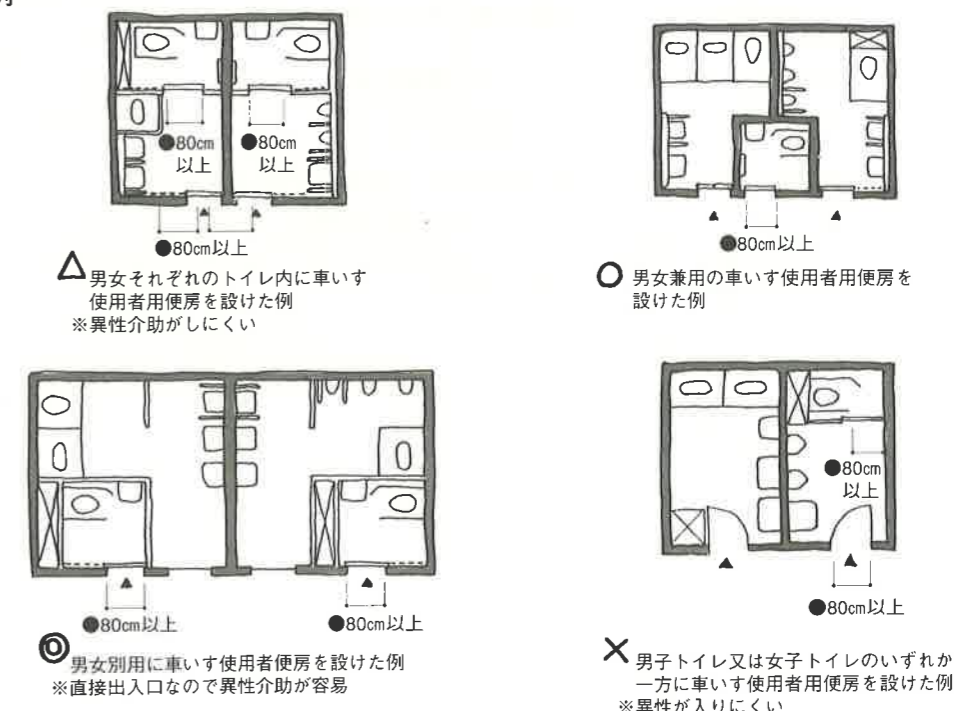
項目	● 整備基準	整備基準の解説
(1) 車いす使用者対応トイレ ・便房 ・出入口	(1) 専ら高齢者、障害者等が利用する建築物若しくは床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に利用者の用に供するトイレを設ける場合には、次に定める基準に適合するトイレを1以上設けること。 ア 車いす使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等だれでもが円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、車いす使用者対応便房が設けられていること。 イ 車いす使用者対応便房の出入口及び当該便房のあるトイレの出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。 ウ 車いす使用者対応便房の出入口又は当該便房のあるトイレの出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。	→車いす使用者便房は、出入口と便座の位置関係より様々な平面計画があり得ることから便房の寸法については特に定めない。 →「80cm」とは車いすが通過できる寸法である。便房及びトイレの2箇所の出入口をいう。 →「車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造」の戸とは、一般に引き戸形式のものが適しており、やむをえず開き戸にする場合は、戸の開き勝手方向に、車いす使用者に支障がないよう十分なスペースを確保し、閉鎖作動時間を十分に確保したドアチェックなどを設け、軽く、ゆるやかに開閉するよう配慮する。 →車いす使用者対応トイレの出入口には「国際シンボルマーク」を取りつけるとともに、高齢者や妊婦、乳幼児連れ等も利用できる旨を表示する。
・案内表示	エ 車いす使用者対応便房を設置した旨を、当該便房のあるトイレの出入口付近に見やすい方法で表示すること。	→男子用トイレ、女子用トイレの区分がある場合、どちらか一方に設けるのではなく、それぞれに設けるものとする。ただし、区分がない場合は1箇所でも良いが、出入口の位置については、配慮が必要である。
(2) 車いす使用者対応便房に準ずる便房 ・便房 ・出入口	(2) (1)の建築物以外の建築物に利用者の用に供するトイレを設ける場合においては、次に定める基準に適合するトイレを1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。 ア 腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房が設けられていること。 イ アの便房のあるトイレの出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。 ウ アの便房のあるトイレの出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。	
(3) 男子用小便器	(3) 利用者の用に供する男子用小便器のあるトイレを設ける場合においては、そのうち1以上のトイレに次に定める基準に適合する便器を1以上設けること。 ア 床置き式とすること。 イ 専ら高齢者又は障害者が利用する建築物におい	

項目	● 整備基準	整備基準の解説
	ては、当該小便器の両側に手すりが設けられていること。	→床置き式で両側に手すりが設けられた小便器があるトイレは、松葉杖使用者、高齢者及び児童に利用しやすい構造である。

・車いす使用者対応トイレ



・トイレの配置例



● 社会福祉等の整備基準 ● 一般建築物の整備基準 無印 計画・設計上の配慮事項